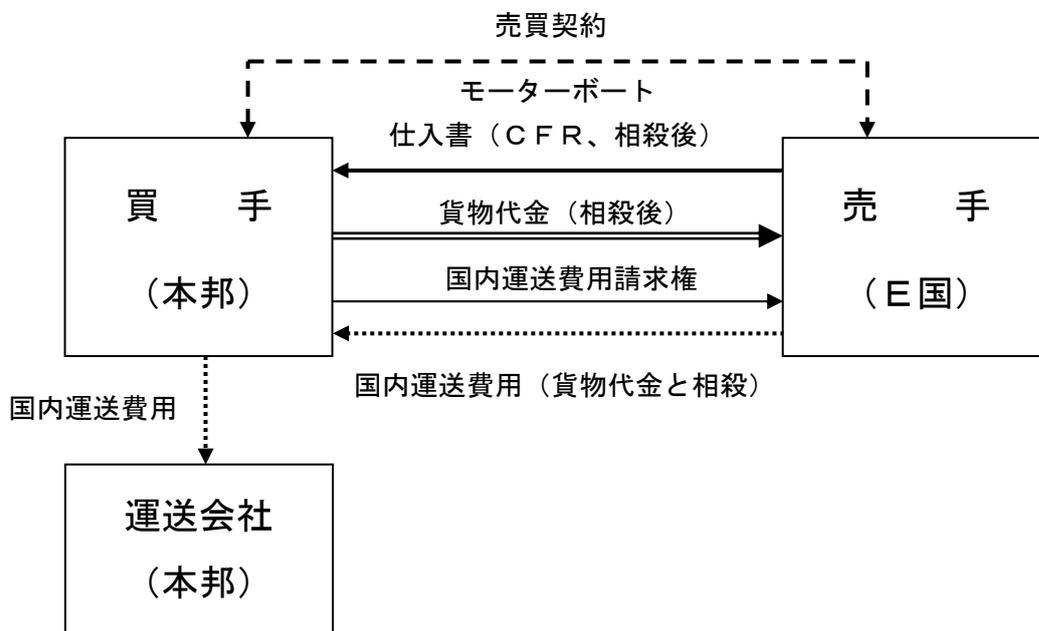


3. 輸入後の国内運送費用と貨物代金との相殺



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCFR条件でモーターボートを購入（輸入）しました。

輸入貨物は、当初、本邦のA港へ運送される予定でしたが、売手の配送ミスにより本邦のB港に誤って運送されましたので、当社は、B港において輸入貨物の輸入許可を得た後、その貨物をA港まで陸送し、その費用を運送会社に支払いました。

当社は、売手と協議して、当社が支払ったB港からA港までの運送費用を売手が負担することと、売買契約により合意していた売買価格から当社が支払ったB港からA港までの運送費用の額を差し引いた後の価格を当社が売手に支払うこととしました。

当社は、その運送費用を差し引いた後の価格が記載された新たな仕入書を売手から受け取りました。

この場合の輸入貨物の課税価格は、当社が売手に実際に支払う価格（運送費用を差し引いた後の価格）を現実支払価格として計算できますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貨物代金（売買契約価格）の一部と相殺されたB港からA港までの運送費用の額は、現実支払価格の一部を構成しますので、貴社が売手に実際に支払う価格を現実支払価格として課税価格を計算することはできません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引におけるB港からA港までの運送費用を差し引いた後の価格は、売手が貴社（買手）に対して負っている債務を弁済するために、貨物代金（売買契約価格）の一部と相殺した後の価格と認められます。

その相殺した額は、貴社により売手に対して支払われていないものではなく、貴社が売手に対して有する債権（B港からA港までの運送費用に係る債権）により現実に支払われていると認められますので、現実支払価格に含まれます。

《参考》

輸入貨物の売手が買手に対して負っている債務の全部又は一部をその輸入貨物の価格と相殺するため、その債務の額を控除した残額を仕入書価格とした場合の現実支払価格は、仕入書価格に相殺される額を加えた価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、(3)ハ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）